

平成18年4月から

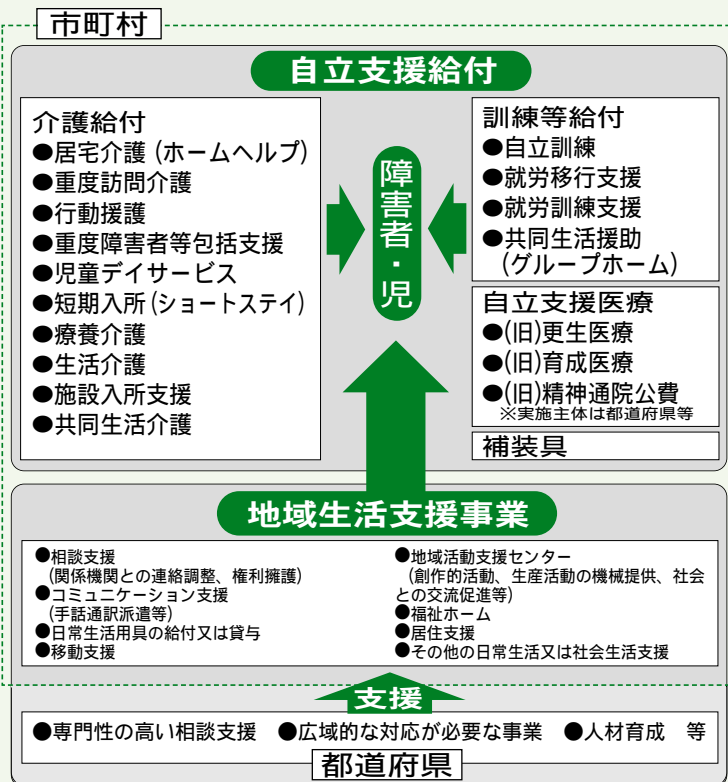
障害者自立支援法が始まりました

「障害者自立支援法」の成立により、4月から（一部は10月から）複雑に組み合わせられていた福祉サービスが一つになり、身体・知的・精神障害を持つ皆さんが共通の福祉サービスとして利用できるようになりました。

障害者自立支援法を大別すると、障害を持つ方々が自立した日常生活、社会生活ができるよう、介護給付や訓練等給付といった必要な障害福祉サービスの給付を行う「自立支援給付」と相談支援や地域活動支援センターの設置など市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の二つから構成されています。（下図）

利用には申請が必要

障害福祉サービスを利用するには、支給申請を行わなければなりません。そして障害程度の区分の判定を受けるます。障害程度区分は市町村が調査（二次判定）を行い、審査会（二次判定）で決定される仕組みになり



ます。決定された障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量など

原則として費用の1割の定率負担と食費などの実費負担があります。ただし、所得に応じて月ごとに上限額が決められています。また、

を決定します。

原則1割の利用者負担

障害福祉サービスを利用する場合の利用者負担は、

負担が重くなり過ぎないように、各種の減免や給付などの措置により軽減策が講じられています。

これまでの障害にかかる公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は一本化され「自立支援医療」となります。

指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担になります。また、10月1日からは補装具はこれまでの現物支給から購入費や修理費の支給へと変わります。利用者負担も原則1割となります。

地域生活支援事業

地域生活支援事業には、相談支援や手話通訳などの派遣、移動支援、地域活動支援センターなどの事業があります。障害福祉サービスなどと組み合わせ、地域の特性を生かした体系作りなどにより障害を持つ方を支援していく仕組みになっています。

■ 問い合わせ 保健福祉課 (035-2114) まで。

ダビング受付中

結婚式・おゆうぎ会・お子様の成長記録を再記録しませんか！

他、各種ダビングサービス 8ミリ DVD・VHS VHS
古いビデオテープをDVDに残しましょう。

※ビデオカメラレンタル致します。

au、Docomo、ポータフォン携帯電話新規、機種交換 **受付中**

不動産情報 駅前一戸建て 六畳×3、エアコン付き 空室あり

(有)坂下電化センター TEL 35-2138

塗 装

茂石総業 代表 茂石祐次 ☎35-2933